

令和2年5月（第7回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和2年5月28日（木） 午後2時～午後3時10分

2 場 所

教育委員会事務局 1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、河村委員、寺崎委員、中西委員、平岡委員

4 事務局

中村教育部長、河本学校教育課長、塩田学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人權教育課長、村崎体育課長、前田図書館長、清水学校給食センター所長、升教育総務課長、久岡教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 学校の再開について
- (2) 再開後の学校の対応について
- (3) 教育開発研究所の事業について

6 議 事

(1) 報告

ア 報告第26号 教育長職務代理者の指名について

(ア) 概 要

教育長職務代理者を指名したことについて、教育長より説明。

(イ) 内 容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、河村博明委員を教育長職務代理者に指名したことを報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 報告第12号 公益財団法人光市文化振興財団の令和元年度決算及び令和2年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人光市文化振興財団の令和元年度決算及び令和2年度事業計画について市議会に報告するため、本案を

提出。

(イ) 内 容

公益財団法人光市文化振興財団の令和元年度決算及び令和2年度事業計画の内容及び要旨について、事務局より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

中止となった精華女子高等学校吹奏楽部コンサートは、文化とスポーツのコラボレーションで開催される予定になっていた事業だが、予算の枠組みや協力体制はどのようにしていたのか。

② 回 答

スポーツ振興会は貸館、事業費等の支出については文化振興財団が行うという枠組みとしていた。

③ 意 見

小学校音楽・演劇教室が6月11日に行われる記載があるが、予定どおり実施するのか。

④ 回 答

ここに記載はないが中止と聞いている。この他、優秀映画観賞会と岡本知高ソプラニスタ・コンサートも中止。市民夏季大学についても近日中に中止の発表がある予定。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第13号 公益財団法人光市スポーツ振興会の令和元年度決算及び令和2年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人光市スポーツ振興会の令和元年度決算及び令和2年度事業計画について市議会に報告するため、本案を提出。

(イ) 内 容

公益財団法人光市スポーツ振興会の令和元年度決算及び令和2年度事業計画の内容及び要旨について、事務局より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

子ども生き生きスポーツ推進事業について、参加希望の子ども達が全て参加できると良いが、どのように考えているか。

② 回 答

希望する子ども達が全て参加できるように日程を組み、現状では希望者が全て参加できている。

③ 意 見

出張講座にはスポーツ推進委員が関わっていると思うが、実施体制はどうなっているか。

④ 回 答

スポーツ推進委員は、この事業とは別対応。

⑤ 意 見

昨年度中止になった光市駅伝競走大会が記載されているが、今年は開催の目途がたったということか。

⑥ 回 答

今のところ目途はたっていない。選手の安全を最優先に、コース等を検討しているところ。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

ウ 報告第27号 光市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

(ア) 概 要

光市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、光市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則においても、学校職員の休日や代休日、正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令について教育職員の時間外在校等時間の上限を定めるなどの改正を行ったことを報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

エ 報告第28号 光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

光市教科用図書研究調査協議会規則第3条の規定に基づき、令和3年4月1日か

ら令和2年8月31日の任期において委員を委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により代決したことについて報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

オ 報告第29号 光市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

(ア) 概 要

光市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

光市教育支援委員会条例第3条の規定に基づき、光市教育支援委員会の委員を4月1日付で任命又は委嘱したことについて、報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

カ 報告第30号 学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概 要

学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

令和2年度の人事異動に伴い、委員の変更があった小学校について報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

キ 報告第31号 光市いじめ問題調査委員会委員の任命について

(ア) 概 要

光市いじめ問題調査委員会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

光市いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例第2条の規定に基づき、光市いじめ問題調査委員会の委員を4月1日付で任命したことについて、報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

条例第3条に、委員は6名以内とあるが、任命した7名のうちからどのように選定されるのか。

② 回 答

条例第3条は光市いじめ調査検証委員会について規定されているもので、設置される際に市長が任命することになっている。教育委員会が任命した7名のうちから選定されると決まっているものではない。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

ク 報告第32号 光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について

(ア) 概 要

光市奨学金貸付審議会委員の委嘱又は任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

光市奨学金貸付審議会規程第2条の規定に基づき、光市奨学金貸付審議会の委員を4月1日付で委嘱又は任命したことについて、報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

ケ 報告第33号 光市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市人権教育推進協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

光市人権教育推進協議会設置要綱第3条及び第4条に基づき、光市人権教育推進協議会の委員を4月1日付で委嘱又は任命したことについて、報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

コ 報告第34号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

社会教育法第15条及び光市社会教育委員に関する条例第1条の規定に基づき、光市社会教育委員を4月1日付で委嘱又は任命したことについて、報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

サ 報告第35号 光市文化財審議会委員の任命について

(ア) 概要

光市文化財審議会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内容

光市文化財保護条例第16条第2項に基づき、光市文化財審議会の委員を4月1日付で委嘱又は任命したことについて、報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

シ 報告第36号 光市文化センターの臨時休館について

(ア) 概要

光市文化センターの臨時休館について、事務局より説明。

(イ) 内容

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、5月17日までの臨時休館期間を、5月24日まで延長したことを報告するもの。

ス 報告第37号 光市立図書館の臨時休館について

(ア) 概要

光市立図書館の臨時休館について、事務局より説明。

(イ) 内容

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、5月17日までの臨時休館期間を、5月24日まで延長したことを報告するもの。

セ 報告第38号 区域外就学の承認について

(ア) 概要

区域外就学の承認について、事務局より説明。

(イ) 内容

区域外就学の協議及び申請のあった2件を承認したことについて報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。